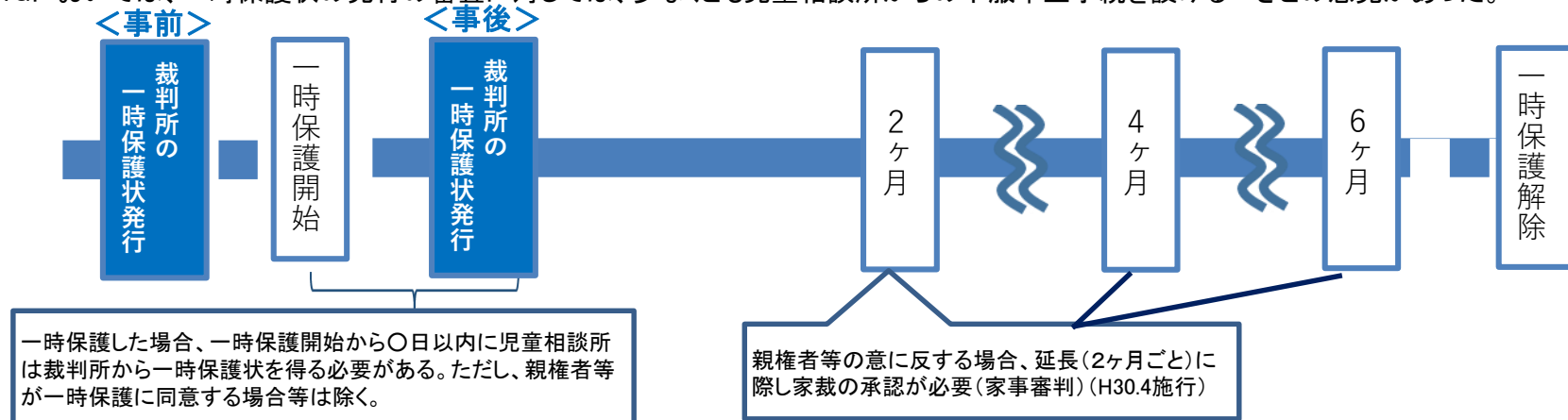


一時保護時の司法審査等について(案)

一時保護時の司法審査等(案)

- 児童相談所等が行う一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的に親等の養育環境から離す制度。一時保護は必要な場合に躊躇なく行うべきである一方、一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもあるため、必要最小限の期間で行うとともに、判断の適正性の確保や手続の透明性の確保が必要。
- 児童の権利に関する条約においても、父母の意に反する親子分離は司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従うことが求められている。平成29年改正法において、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護には家庭裁判所の承認が必要とされたところ。
- そのような中、令和元年の児童福祉法改正法附則の規定を踏まえ、子ども家庭局長が参集する有識者検討会「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」とりまとめを踏まえ、一時保護の司法審査の導入に当たっては、厚生労働省、法務省及び最高裁判所から成るWGにおいて実証的な検討を行ってきたところ。大きな方向性について、具体的には、下記の通り。
 - 一時保護時の司法審査について、裁判官が発行する一時保護状(仮称)による方法としてはどうか。①虐待など緊急性が高い事案について児童相談所が躊躇なく保護する必要があることや、②裁判官の判断には一定の疎明資料を要し、その収集・整理には保護開始から一定の時間を要することから、児童相談所は、事前又は一時保護開始から〇日以内(※)に裁判官に対して、一時保護状(仮称)の発付を書面で請求する形としてはどうか。
※WGにおいては、3日以内とすべきという意見や、7日以内とすべきという意見があった。
 - 裁判官は、一時保護開始時点における一時保護の適正性について児童相談所が請求時点までに収集した資料も斟酌して審査してはどうか。審査の結果、妥当でない場合は一時保護状(仮称)の発付を却下してはどうか。児童相談所は、一時保護状(仮称)を得た場合は引き続き一時保護を実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を解除することとなると考えられる。
※WGにおいては、現行の「必要があると認めるとき」という一時保護の開始要件について、裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、より要件を明確に規定すべきであるとの意見があった。
 - 司法審査の対象となる一時保護について、親権者等が一時保護に同意した場合や一時保護状(仮称)の請求までに一時保護を解除した場合は除いてはどうか。
 - 一時保護に対する既存の不服申立て手段(行政不服審査や行政訴訟)は、引き続き、提起可能としてはどうか。

(注) WGにおいては、一時保護状の発付の審査に対しては、少なくとも児童相談所からの不服申立手続を設けるべきとの意見があった。



- 一時保護の際など、児童相談所等が必要となる関係機関へ調査する権限を児童福祉法上明確化してはどうか。
- 一時保護所の入所率が100%を超える自治体があり、一時保護所の管理的な在り方が指摘されている。一時保護中の子どもの処遇に関し、十分な質が確保されることや、子どもの権利擁護の観点から必要な手続が整備されることが必要である。
 - ・ 一時保護所の施設・人員配置基準について、一時保護所の職員の勤務状況等の調査を行い、新たに厚生労働省において策定してはどうか。その中で、定員超過の自治体について解消のための計画策定やその場合の国による重点的な支援を実施してはどうか。また、一時保護所に対する第三者評価を義務化してはどうか。
 - ・ 子どもの権利擁護の観点からは、児童相談所等が一時保護を行う場合等には、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの年齢等に応じて、あらかじめ子どもの意見を聴取すること等によりその意向を把握し、それを勘案しなければならないこととしてはどうか。
- 児童虐待対応件数の増加等や困難事例の増大に加え、今回の一時保護時への司法審査の導入に伴い、今後とも児童相談所等において法務に従事する人材を含め、体制の強化が必要ではないか。また、施行までに十分な準備期間が必要ではないか。

参考資料

参照条文

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

【第33条】(一時保護)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。(中略)

- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。(後略)

児童の権利に関する条約(1990年署名、1994年発行) (抄)

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3～4 (略)

児童の権利委員会 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見(仮訳) (抄)

家庭環境を奪われた児童

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正、また、6歳未満の児童は施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下を深刻に懸念する。
 - (a) 家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること。
 - (b) ～ (f) (略)
29. 児童の代替的監護に関する指針に対する締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し以下を要請する。
 - (a) 児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取した後に行なわれるよう確保すること。
 - (b) ～ (f) (略)